

**鳥取県告示第273号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第2条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「旧法」という。）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定相障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、整備法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 あゆみ会	倉吉市海田西町 二丁目251	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷331	短期入所	平成24年 3月31日